

令和6年度第8回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和6年11月25日（月）

13時30分～14時30分

滝沢市役所 3階 庁議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 滝沢市文化財保護条例施行規則の一部改正に関し議決を求める
ことについて

教育長事務報告書

令和6年11月25日

月 日	曜	事 項	場 所
10月29日	火	市内小中学校訪問⑥	一本木中学校
〃	〃	キッズ健幸アンバサダー養成講座	滝沢第二小学校
10月30日	水	第60回市小学校音楽会	盛岡市「盛岡市市民文化ホール」
10月31日	木	辞令交付式	庁内
〃	〃	市内小中学校訪問⑦	滝沢中学校
11月1日	金	盛岡教育事務所管内市町村教育委員会教育委員等研修会・情報交換会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	「いわて教育の日」のつどい	盛岡市「トーサイクラシックホール(岩手県民会館)」
11月2日	土	テレビ岩手杯2024はつらつママさんバレーボール大会	東部体育館
11月3日	日	芸術祭たきざわ	ビッグルーフ滝沢
11月5日	火	第3回管内市町教育委員会教育長会議並びに第2回管内市町教育委員会学校教育担当課長会議	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第2回管内公立小・中学校長会議	盛岡市「サンセール盛岡」
11月7日	木	市内小中学校訪問⑧	滝沢南中学校
11月8日	金	盛岡教育事務所・岩手地区市町教育委員会教育長及び岩手地区校長会教育懇談会並びに合同懇談会	盛岡市「サンセール盛岡」
11月9日	土	市政懇談会[上の山自治会]	上の山団地集会所
11月11日	月	12月補正市長査定	庁内
〃	〃	第48回市勢振興功労者表彰式	ビッグルーフ滝沢
〃	〃	市政懇談会[鶉飼地域づくり推進委員会]	滝沢市消防団第4分団1部消防屯所
11月12日	火	市政懇談会[大沢地域づくり推進協議会]	大沢集落センター
11月13日	水	第2回県学校教育ICT推進協議会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第2回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換	盛岡市「サンセール盛岡」
11月15日	金	職員採用試験(個別面接)	庁内
11月16日	土	SOMPOボールゲームフェスタ	滝沢総合公園体育館
〃	〃	市PTA連絡協議会表彰式並びに市・岩手地区連絡協議会研修会	滝沢ふるさと交流館
〃	〃	第1回滝沢市制服の在り方に関する検討委員会	滝沢ふるさと交流館

教 育 長 事 務 報 告 書

〃	〃	職員採用試験(個別面接)	庁内
〃	〃	市政懇談会[大釜地域づくり推進会]	大釜地区コミュニティセンター
11月17日	日	職員採用試験(個別面接)	庁内
11月18日	月	第2回学校体育授業在り方検討委員会	庁内
〃	〃	第8回校長会議	庁内
〃	〃	市政懇談会[東部地域づくり懇談会]	葉の木沢山活動センター
11月20日	水	ジョイントアップ・スクール事業学校公開研究会	滝沢第二小学校、滝沢東小学校、 滝沢第二中学校
11月21日	木	市政懇談会[篠木地域づくり懇談会]	滝沢市多目的研修センター
11月22日	金	市政懇談会[姥屋敷いきいき21推進委員会]	姥屋敷多目的研修センター
11月25日	月	第8回教育委員会議	庁内
〃	〃	市政懇談会[元村地域自治会連絡協議会]	滝沢ふるさと交流館

議案第 1 号

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正することについて

滝沢市文化財保護条例施行規則（昭和62年滝沢村教育委員会規則第2号）の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
（別紙）

令和6年11月25日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

本規則で定める規定及び様式において、引用する条項の修正及び字句の整理をするために、滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正するものである。これが、この規則案を提出する理由である。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

滝沢市文化財保護条例施行規則（昭和62年滝沢村教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第21条第4項」を「条例第21条第4項」に改める。

第14条を次のように改める。

（再交付の申請）

第14条 条例又はこの規則により交付を受けた指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、指定書（認定書）再交付申請書（様式第10号）にその事実を証するに足りる書類、毀損した指定書又は認定書を添えて再交付を申請することができる。

様式第5号中「滅失（毀損、亡失した、盗難）届書」を「滅失（毀損、亡失、盗難）届書」に改める。

様式第7号中「第36条第1項」を「第34条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

滝沢市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(認定書の交付等)</p> <p>第13条 教育委員会は、条例第21条第2項、第27条第2項又は第36条第2項の規定による市指定無形文化財、市指定無形民俗文化財又は市選定保存技術（以下「市指定無形文化財等」という。）の保持者又は保持団体（市選定保存技術にあつては、保存団体。以下同じ。）の認定をしたときは、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に認定書（様式第9号）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により認定書の交付を受けた保持者又は保持団体は、条例第22条第3項（条例第28条第3項及び第37条第3項において準用する場合を含む。）において準用する<u>第21条第4項</u>の規定による市指定無形文化財等の指定の解除の通知又は市指定無形文化財等の保持者若しくは保持団体の認定の解除の通知を受けたとき又は条例第22条第5項（条例第28条第5項及び第37条第5項において準用する場合を含む。）の規定による市指定無形文化財等の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返付しなければならない。</p> <p><u>(再交付の申請)</u></p> <p>第14条 条例又はこの規則により交付を受けた指定書又は、認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、<u>指定書（認定書）再交付申請書（様式第10号）にその事実を証するに足りる書類又は毀損した指定書又は認定書を添えて再交付を申請することができる。</u></p>	<p>(認定書の交付等)</p> <p>第13条 教育委員会は、条例第21条第2項、第27条第2項又は第36条第2項の規定による市指定無形文化財、市指定無形民俗文化財又は市選定保存技術（以下「市指定無形文化財等」という。）の保持者又は保持団体（市選定保存技術にあつては、保存団体。以下同じ。）の認定をしたときは、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に認定書（様式第9号）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により認定書の交付を受けた保持者又は保持団体は、条例第22条第3項（条例第28条第3項及び第37条第3項において準用する場合を含む。）において準用する<u>条例第21条第4項</u>の規定による市指定無形文化財等の指定の解除の通知又は市指定無形文化財等の保持者若しくは保持団体の認定の解除の通知を受けたとき又は条例第22条第5項（条例第28条第5項及び第37条第5項において準用する場合を含む。）の規定による市指定無形文化財等の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返付しなければならない。</p> <p><u>(再交付の申請)</u></p> <p>第14条 条例又はこの規則により交付を受けた指定書又は認定書を滅失し、若しくは毀損し、又は亡失したときは、<u>指定書（認定書）再交付申請書（様式第10号）にその事実を証するに足りる書類、毀損した指定書又は認定書を添えて再交付を申請することができる。</u></p>

現 行	改 正 後
<p>様式第5号（第6条関係） 様式第5号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">滅失（毀損、亡失した、盗難）届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滝沢市教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名（名称） 印</p> <p>を滅失した（毀損した、亡失した、盗み取られた）ので、滝沢市文化財保護条例（第30条（第35条）において準用する）第8条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定文化財の種類及び名称 2 滅失（毀損、亡失、盗難）の状況及び発見後の処置 3 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った年月日 4 その他参考となる事項 </div>	<p>様式第5号（第6条関係） 様式第5号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">滅失（毀損、亡失、盗難）届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滝沢市教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 氏名（名称） 印</p> <p>を滅失した（毀損した、亡失した、盗み取られた）ので、滝沢市文化財保護条例（第30条（第35条）において準用する）第8条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定文化財の種類及び名称 2 滅失（毀損、亡失、盗難）の状況及び発見後の処置 3 滅失（毀損、亡失、盗難）の事実を知った年月日 4 その他参考となる事項 </div>
<p>様式第6号（略） 様式第7号（第9条関係） 様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">現状変更等許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滝沢市教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名（名称） 印</p> <p>滝沢市文化財保護条例第15条第1項（第36条第1項）の規定により、次のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定文化財の種類及び名称 2 所有者の氏名又は名称及び住所 3 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所 5 現状変更等を必要とする理由 6 現状変更等の内容及び実施の方法 7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又は毀損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項 8 現状変更等に係る地域の地番 9 工事施行者の氏名又は名称及び住所 10 着手及び終了の予定時期 11 その他参考となる事項 <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真及び指定地域図を添付すること。 2 申請者が、所有者及び権原に基づく占有者以外の場合は所有者及び権原に基づく占有者の承諾書、管理責任者以外の場合は管理責任者の意見書を添付すること。 </div>	<p>様式第6号（略） 様式第7号（第9条関係） 様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">現状変更等許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滝沢市教育委員会様</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名（名称） 印</p> <p>滝沢市文化財保護条例第15条第1項（第34条第1項）の規定により、次のとおり現状変更（保存に影響を及ぼす行為）の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定文化財の種類及び名称 2 所有者の氏名又は名称及び住所 3 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所 4 管理責任者の氏名又は名称及び住所 5 現状変更等を必要とする理由 6 現状変更等の内容及び実施の方法 7 現状変更等により生ずべき物件の滅失又は毀損若しくは景観の変化その他現状変更等による指定文化財への影響に関する事項 8 現状変更等に係る地域の地番 9 工事施行者の氏名又は名称及び住所 10 着手及び終了の予定時期 11 その他参考となる事項 <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計仕様書、設計図及び変更しようとする部分を表示した写真及び指定地域図を添付すること。 2 申請者が、所有者及び権原に基づく占有者以外の場合は所有者及び権原に基づく占有者の承諾書、管理責任者以外の場合は管理責任者の意見書を添付すること。 </div>